

## 来庁困難書類について

やむを得ない理由	来庁困難書類
心身の病気や障害により来庁が困難である	診断書、身体障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書
成年被後見人である	成年後見登記事項証明書
被保佐人、被補助人である	委任状や保佐人および補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録等、交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料
未就学児、小学生および中学生である	不要
75歳以上である	不要。ただし、はがき（交付通知書）あるいは同封の通知文書の委任状の備考欄に交付申請者の出頭が困難である旨の記載が必要。
長期入院をしている	入院診療計画書、入院していることが確認できる領収書、診療明細書、病院長が交付申請者の顔写真を証明した書類
身体以外の障害がある	診断書、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書
施設に入所している	本人が施設等に入所している事実を証する書類、施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類
要介護・要支援認定を受けている	介護保険被保険者証、認定結果通知書、交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類
妊娠している	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書または受診券
長期出張（国内外）している	長期出張であることがわかる書類
海外留学している	査証（ビザ）の写し、留学先の学生証の写し、入学許可証及び旅券上の証印の写し
高校生・高専生（大学生は含まない）	学生証、在学証明書
社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭は困難であると認められる者である	公的機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類、公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類